

## 緑と食品のリサイクルプラザ浄化槽・貯留槽清掃業務仕様書

業務名	緑と食品のリサイクルプラザ浄化槽・貯留槽清掃業務
業務場所	緑と食品のリサイクルプラザ
業務内容	リサイクルプラザの合併浄化槽の清掃作業 ※槽内から汲水した水は槽内に戻さず、雨水として排水すること。また、槽内の落ち葉などの残土類は、本施設内の適切な場所に廃棄すること。
槽の容量	浄化槽・・・2 m <sup>3</sup> （5人槽）、貯留槽・・・2 m <sup>3</sup> （付設する雨水槽（1 m <sup>3</sup> ）の清掃を含む）
その他	○浄化槽法に基づく浄化槽ではないため、伊丹市し尿公共下水放流施設及び廃棄物処理施設での処理は不要。また、環境部事業ごみ指導課への浄化槽清掃及び完了届の提出は不要。
報告書	業務報告書を作成すること。